

令和 2 年 2 月 25 日
農林漁業信用基金

水産加工業者向け漁業信用保証・保険制度利用促進検討会 での中間取りまとめに向けた検討状況について（案）

1 水産加工業における漁業信用保証・保険制度利用の現状について

水産加工業において、中小企業向け貸付残高（7,803億円）に対する漁業信用保証引受残高（129億円）の割合が2%と制度の利用が低調。その要因について、以下によるものではないかとの意見があった。

- (1) 過去の水産加工業者向けの系統融資・保証における大きな代位弁済事故や、近年の水産加工業の保険事故率の上昇傾向から、水産加工業者に対して慎重になっているのではないか。
- (2) 漁協系統金融機関は漁業協同組合の組合員向け融資には積極的であるが、水産加工業者は必ずしも組合員でないこともあって、水産加工業者への融資が低調であるのではないか。
- (3) 長らく水産加工業者への融資、債務保証の実績が乏しくなっていることに伴い、漁協系統金融機関や漁業信用基金協会は、融資、債務保証を行う上でのノウハウが不足している面があるのではないか。

2 課題と対応策について

水産加工業は今後の水産関係融資及び漁業信用保証・保険制度の利用の向上を目指す際にカギとなる分野であることを踏まえ、以下のとおり課題を設定して対応策を検討したところ、以下の意見があった。

〔課題〕

- (1) 漁協系統金融機関による水産加工業者向け融資の拡大は考えられないか。その際、漁業信用保証・保険制度の利用を図るためには、どのような条件整備が必要か。
- (2) 民間金融機関等による水産加工業者向け融資において、漁業信用保証・保険制度の利用拡大を図るためには、どのような条件整備が必要か。

〔対応策〕

- ・漁協系統金融機関及び基金協会は、水産加工業者に対する融資・審査のノウハウが不足していることから、今後は連携して、ノウハウを蓄積し、審査の迅速化を図ることが必要ではないか。
- ・水産加工業者は、漁業者のような水揚天引による期中管理が難しいことが、漁協系統金融機関が融資に二の足を踏むことにつながっている。そのため、適切な期中管理を行うための仕組みの検討が必要ではないか。
- ・農林中金・全漁連は、漁協の非組合員である水産加工業者に対する漁協系統融資機関の融資について、従来の消極姿勢を変えて伸ばしたいと考えている。また、現在、金融機関には、融資先の事業そのものの成長のための提言や課題解決策の提供等も求められていることを踏まえ、漁協系統金融機関も、もう一度原点に戻り、浜との接点を強化し、融資先へのアドバイス等融資先をサポートする仕組み

作りが必要ではないか。

- ・水産加工業者は、最近の水産加工向け魚種の不漁に伴い、原料魚調達のための運転資金の需要が大きいが、低利資金がないため、漁協系統が扱う新規の運転資金が必要ではないか。
- ・農林中金・全漁連は、反復して借り入れる運転資金について、基金協会の根保証契約上、更新時に残高を完済する条件が、水産加工業者に運転資金を融資する際の足かせとなりかねないので、使い勝手を良くするよう条件の見直しが必要ではないか。
- ・水産加工業者は、基本は信用保証協会を利用しているが、これは、基金協会が水産加工業者向けの保証に積極的に取り組んでいない県域があり、民間金融機関が漁業信用保証・保険制度について詳しく知らないことが要因と考えられる。そのため、今後は基金協会が信用基金と連携して、民間金融機関を訪問して制度の周知を図ることが必要ではないか。
- ・水産加工業者は、保証料助成の対象になっていないため、保証料負担の軽減を可能とする仕組みを検討することが必要ではないか。

3 今後の検討予定

検討会における上記のような意見を踏まえ、漁業信用保証・保険制度の利用促進に向けて、下記の関係者が取り組むべき条件整備についてさらに検討を行うこととしている。

(1) 2の(1)の課題に対する条件整備

- ①農林中金・全漁連による融資拡大・保証利用促進に向けての態勢整備を検討
 - ・農林中金・全漁連・基金協会は連携して、与信審査のノウハウ蓄積・審査の迅速化のため、与信審査の目線合わせ・チェックシート方式の導入を検討
 - ・農林中金・全漁連・基金協会は連携して、適切な期中管理を可能とするため、期中業況調査シート導入、業務現場確認により期中モニタリングを強化
 - ・農林中金・全漁連・基金協会及び全水加工連は連携して、水産加工業協同組合のある県域や加工業者が集積している地区等、モデル地区を設け、浜に根付き今後中核となりうる水産加工業者を応援する仕組みを新たに策定するなど、浜に対するアプローチ活動を強化

- ②水産加工業者向け融資・保証制度の整備・充実化について、農林中金・全漁連・基金協会・信用基金及び全水加工連は、上記①について取り組むとともに、水産庁への要請事項を整理する。水産庁を含む検討会関係者は、それを踏まえて、水産加工業者向けの原料魚調達のための運転資金のあり方について検討する。

(2) 2の(2)の課題に対する条件整備

- ①基金協会は信用基金と連携して、漁業信用保証・保険制度の周知策について検討
- ②水産庁を含む検討会関係者は、水産加工業者の保証料負担軽減のためにどういうことが可能なのかを検討

- (3) 次回検討会(3月開催)において、中間取りまとめ及び、これを実現するための役割分担を含めた工程表と、それに沿った工程管理の方法について議論する。